

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 2 号
件 名	「市長への手紙」専用封筒の適正な運用を求めることについて
要 旨	<p>「専用封筒は、市の公共施設に配置するものとする。」と規定されています。</p> <p>自宅に届いた「情報開示請求の補正について」の封筒に、「市長への手紙」の専用封筒が同封されていました。補正書を作成し、送付するものと理解しました。その封筒は「新潟市長行」となっており、「市長への手紙」は2本線で消されてありました。</p> <p>市の公共施設に行くと、専用封筒が配置されていない施設があり、尋ねると、ロッカーを探し、差出有効期限が切れた封筒を出し、手渡されました。区役所に行っても、専用封筒は1枚置かれているだけでした。</p> <p>「市長への手紙」専用封筒は、本来の目的に沿った活用をしなければなりません。「市長への手紙」に使用する機会が少ないのであれば、作成する数を見直す必要があります。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「市長への手紙」の専用封筒は市の公共施設に適正に配置すること。</p> <p>2 「市長への手紙」の専用封筒を他に流用する是非について検討すること。</p> <p>3 「市長への手紙」の専用封筒の作成を必要な数とすること。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 市民厚生常任委員会 第3項</p> <p>令和4年12月5日</p>
受 理	令和4年11月18日 第396号